

標準報酬の月額、標準期末手当等の額の上限が引き上げられます

短期給付、保健事業に係る掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額の等級の上限については、43等級121万円としておりましたが、平成28年4月から46等級139万円に改められます(下表のとおり)。

この改正により、3月現在で43等級である方のうち、3月時点での標準報酬の月額の基礎となった報酬総額に基づく標準報酬の月額が上位に改定される方につきましては、4月から改正後の等級表による標準報酬の月額が適用されます。

また、同様に標準期末手当等の額の上限については、現行年度内540万円としておりましたが、4月以降に支給される期末手当等の額に係る標準期末手当等の額の上限につきましては、年度内573万円に引き上げられます。

標準報酬等級表 (改正部分抜粋)

標準報酬				報酬月額	
短期給付 保健事業	等級		月額		
	長期給付				
	厚生年金	退職等年金給付			
1	1	1	98,000	~	101,000
2	2	2	104,000	101,000	~ 107,000
(略)					
30	30	30	620,000	605,000	~ 635,000
31	—	—	650,000	635,000	~ 665,000
(略)					
43	—	—	1,210,000	1,175,000	~ 1,235,000
44	—	—	1,270,000	1,235,000	~ 1,295,000
45	—	—	1,330,000	1,295,000	~ 1,355,000
46	—	—	1,390,000	1,355,000	~

長期給付は、報酬月額605,000円以上はすべて30等級620,000円になります。

3等級追加